

番 号 : 150631

国 名 : コロンビア

担当部署 : 産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム

案件名 : 一村一品 (OVOP) コロンビア推進プロジェクト (チーフアドバイザー業務/地域開発)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : チーフアドバイザー業務/地域開発
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年9月下旬から2018年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 4.05M/M、現地 10.83M/M、合計 14.88M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間(1)	現地派遣期間(1)	国内作業期間(1)	現地派遣期間(2)
18日	35日	5日	30日
国内作業期間(2)	現地派遣期間(3)	国内作業期間(3)	現地派遣期間(4)
3日	35日	8日	30日
国内作業期間(4)	現地派遣期間(5)	国内作業期間(5)	現地派遣期間(6)
20日	35日	4日	30日
国内作業期間(6)	現地派遣期間(7)	国内作業期間(7)	現地派遣期間(8)
3日	35日	3日	30日
国内作業期間(8)	現地派遣期間(9)	国内作業期間(9)	現地派遣期間(10)
5日	35日	6日	30日
整理期間			
6日			

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。条件については、「10. 特記事項」に記載しています。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 8月26日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等：

- ①類似業務の経験 28点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 12点
- ⑤業務従事者によるプレゼンテーション 16点

(計100点)

類似業務	地方産業振興支援、コミュニティ開発に係る各種業務
対象国／類似地域	コロンビア／全途上国
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

コロンビアでは国内紛争が長年にわたり続いてきたが、近年になってようやく紛争は終結しつつあり、政治・社会も復興・安定に向かっている。その一方で紛争の結果生じた社会的・経済的格差への対応が課題であり、それぞれの地域の多様性を認めた上で地域に焦点を当てた開発政策を実現し、民主的な繁栄と持続的な社会経済の発展につなげていくことが望まれている。

このような状況の中、コロンビア政府は、地域の社会的安定と復興に向け、国内紛争の影響で住居移転を余儀なくされた住民や社会的弱者を含む地域住民相互の信頼関係構築・回復と、地域の価値を認識し共同・協働・団結を通じた地域共同体の強化を目指す取り組みとして、一村一品運動（One Village One Product: 以下、OVOP）を推進している。

OVOPは、2009年に副大統領主催でOVOPセミナーを開催したことから始まり、2009年6月には、国家企画庁(Departamento Nacional de Planeación:以下、DNP) のリーダーシップの下、OVOP中央委員会が結成され、OVOPの推進メカニズムの構築を図るまでに至っている。

このような背景から、JICAはこれまでに短期専門家2名（一村一品運動推進、地域振興）の派遣と、国別研修（一村一品運動推進：45名参加済）の実施を通じてコロンビア側の取り組みを支援してきた。これら支援を通じて、国家職業訓練庁の全国TV会議システムを活用したOVOP概念の普及やコンセプトペーパーの策定、OVOP中央委員会によるOVOPイニシアチブ（以下、イニシアチブ）（※1）評価指標の設定、国内の全32県のうち29県から提出された213件のイニシアチブ申請書の評価とそれを踏まえた12イニシアチブの選定、そして、OVOP全国大会等が実施されてきた。

これらの活動を通じ、コロンビア政府はOVOPの意義を認め、これを国家レベルで推進していくこととして国家開発計画（2010年-2014年）の中に位置づけている。さらに同政府は、OVOPの概念や経験を踏まえて、現在策定中の国家開発戦略（2015年-2019年）においても、引き続きOVOPを地域開発のための戦略として盛り込むこととしており、今後は12イニシアチブのフォローを中心に、OVOPの全国普及を図ることとしている。

このような背景の下、2014年3月より開始した「一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト」（以下、本プロジェクト）では、DNPを中心に9つの機関（※2）をカウンターパート（以下、C/P）機関として、コロンビアが取り組んでいるOVOPのメカニズムを開発・強化して、OVOPの主体である地域の参加者と運動を支援・促進する行政の能力強化、及び広く人々が裨益する地域開発のモデルの確立を支援することを目的として活動を展開してきた。本プロジェクトによって対象地域のコミュニティの一体性と経済的自立が強化され地域の安定と発展に寄与することが期待されている。

現在、本プロジェクトでは、OVOP中央委員会におけるOVOP推進モデルの提案と推進戦略案の策定支援に加えて、これまでに策定したOVOP県委員会・市委員会及び12イニシアチブにおけるアクションプラン及びビジネスプランの実施を主に支援している。また、アクションプラン及びビジネスプランの実施支援の一環として、12イニシアチブのニーズと各省庁・機関が持つ各種支援施策とのマッチングを図りつつ、生産者グループの経済的社会的な自立に向けた能力強化のための活動を進めている。今後、これらの経験から成果や課題を抽出し、コロンビアでの地域開発の現状を考慮した上で、OVOPを活用した開発プロセスや手法を整理し、モデル化していくことを予定している。

本プロジェクトの現地活動期間は2018年2月までの4年間であり、現在、業務調整／研修プログラム策定専門家（長期）及び短期専門家（マーケティング、社会的包摂／コミュニティ開発）を派遣中である。また、チーフアドバイザー業務／地域開発専門家についても2014年7月から2015年8月まで派遣を行った。なお、プロジェクト開始当初には、短期専門家（中小零細ビジネス支援、社会的包摂／コミュニティ開発）を派遣し、ベースライン調査を行っている。今後もプロジェクトの活動計画・進捗に合わせて、各技術分野の短期専門家（マーケティング、社会的包摂／コミュニティ開発）を随時派遣する予定である。また現地においてもローカルコーディネーターを中央レベルとイニシアチブレベルに配置し、C/Pの活動を支援している。

（※1）イニシアチブとは、地域に固有の独創的な製品・サービス・アイデアを通じて地域開発を推進している地域の組織・組合であって、OVOP中央委員会が認めたものをいう。

（※2）本プロジェクトのC/P機関は以下のとおり。
DNP、農業農村開発省、商工業観光省、文化省、社会繁栄庁、国家職業訓練庁、コロンビア民芸品公社、連帯組織ソリダリアス、国際協力庁

7. 業務の内容

本業務従事者は、チーフアドバイザーとしてプロジェクト運営管理業務を総括し、他の専門家（業務調整／研修プログラム策定、マーケティング、社会的包摂／コミュニティ開発）の活動について支援を行うとともに、地域開発の専門家としてC/P機関に対する助言・指導を行う。

具体的担当事項は以下のとおり。

【チーフアドバイザー業務】

- (1) プロジェクト運営管理全般に関する企画・計画立案（年間計画（専門家派遣、研修（現地・本邦・第三国）、機材供与、在外事業強化費執行、ローカルコスト負担）等）及び投入の計画的執行管理（日本側投入のみならず、C/Pの配置、ローカルコスト予算等の先方の投入についても確認・支援）。
- (2) Project Design Matrix (PDM)、Plan of Operation (PO)に基づく活動実施管理及びモニタリングと必要に応じたPDM及びPOの見直しの提案
- (3) 関連する機関との調整・連携促進を通じた実施体制の強化
- (4) 合同調整委員会（JCC）等の開催支援、プロジェクト進捗状況の報告・協議、C/P機関への指導・助言
- (5) 活動記録の取りまとめ、プロジェクト広報
- (6) 事業進捗報告書（6ヶ月毎）の作成
- (7) プロジェクト成果の整理及び成果発表セミナーの実施支援
- (8) 他の専門家やローカルコーディネーターの活動のモニタリング・評価と成果発現のための支援
- (9) 青年海外協力隊を含む他の援助スキームと連携したシナジー効果の発現の促進

- (10) 上記活動を通じた教訓抽出、次年度以降の事業計画見直し及び事業計画案作成
- (11) 事業完了報告書の作成

【地域開発】

- (1) コロンビア政府の地域経済開発の方針、OVOP事業の全体計画、他のドナーの活動等、事業環境の把握
- (2) OVOP中央委員会のアクションプラン作成・修正支援、進捗確認と活動実施促進支援
- (3) 県及び市のOVOP委員会設立に向けた支援、並びに各OVOP委員会のアクションプラン作成支援・進捗確認と活動実施促進支援
- (4) 各OVOPイニシアチブのビジネスプラン作成支援・進捗確認、活動実施促進支援
- (5) 各OVOPイニシアチブ間の経験共有のための支援
- (6) C/P機関等が有する既存の支援スキームのOVOPグループ等への活用、支援内容にかかる改善の提案・助言・指導、支援スキーム間の連携促進
- (7) 上記(6)に加え、ビジネス開発サービス提供機関・民間金融機関・大学・サプライヤー等のOVOPグループに対する支援の調整、支援内容にかかる改善の提案・助言・指導、これらの関係機関間の連携体制の構築支援
- (8) 各OVOPイニシアチブの活動支援を通じたOVOP中央委員会の実践的能力強化支援及び課題の整理、提言
- (9) OVOP事業を活用した人々に広く裨益する地域開発モデルの構築のための戦略案策定支援
- (10) 上記活動を通じた教訓抽出及び事業計画への反映

【業務の流れ】

- (1) 国内準備期間（2015年9月下旬～10月中旬）
 - ア 既存関連資料の収集・整理・分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
 - イ 第2回国別研修（2015年9月27日～10月17日）の受託機関と研修員受け入れに向けた調整を行う。
 - ウ 国別研修における研修員のカンントリーレポート発表会に出席する。
 - エ 各研修員より、各イニシアチブの状況の詳細を確認し、意見交換を行うとともに、今後の方針について検討する。
 - オ 研修を受け入れる国内の地方関係者と意見交換を行い、コロンビアにおける地域振興の方向性について検討する。
 - カ 研修員の成果発表会に出席し、研修の成果を把握するとともに、講評を行う。
 - キ 上記(1)ア～カの情報収集・分析結果をもとに、協力期間全体を通じた業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成しJICA産業開発・公共政策部に説明し、提出する。
- (2) 第1次現地派遣期間（2015年11月上旬～2015年12月上旬）
 - チーフアドバイザー業務／地域開発専門家として、上記具体的担当事項について、C/P機関に対する助言・指導を行うとともに、次の業務を行う。
 - ア 現地業務開始時にプロジェクト関係者（JICAコロンビア支所、C/P機関、プロジェクト専門家）にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務工程・業務方針について確認する。なお、活動計画の修正が必要な場合は、プロジェクト関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所に報告する。
 - イ OVOP中央委員会、OVOP県委員会、OVOP市委員会、各OVOPイニシアチブのアクションプランまたはビジネスプランに関して、その実施に対して指導・助

- 言を行い、進捗のモニタリング・評価を支援し、必要に応じて修正を提案する。
- ウ OVOP 中央委員会、OVOP 県委員会、OVOP 市委員会、各 OVOP イニシアチブのアクションプランまたはビジネスプランの実施に関して、必要な能力強化のための研修計画（以下、研修計画）を作成し、実施する。
 - エ 第2回JCC会合を開催し、プロジェクトの進捗状況を報告するとともに、今後の活動方針についてプロジェクト関係者と協議する。
 - オ 業務調整／研修プログラム策定専門家とともに第1回第三国研修（2016年2月頃実施予定、実施国としてドミニカ共和国を想定）の企画・調整を行う。
 - カ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAコロンビア支所に対し業務の成果、コロンビア側関係者に対する提言等を含む第1次現地業務結果報告書（案）（西文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(3) 第1次国内作業期間（2015年12月下旬）

- ア 第1次現地業務結果報告書（和文及び西文）を作成・提出し、進捗状況についてJICA産業開発・公共政策部に報告する。
- イ プロジェクトメンバー（専門家及びプロジェクトローカルスタッフ）の週報・月報の確認、活動申請の承認、活動内容にかかる協議を行う。
- ウ 第1回第三国研修の実実施計画を確認し、必要に応じて修正を行う。
- エ 第2次現地派遣期間以降の業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成しJICA産業開発・公共政策部に説明し、提出する。

(4) 第2次現地派遣期間（2016年2月上旬～2016年3月上旬）

- チーフアドバイザー業務／地域開発専門家として、上記具体的担当事項について、C/P機関に対する助言・指導を行うとともに、次の業務を行う。
- ア 現地業務開始時にプロジェクト関係者（JICAコロンビア支所、C/P機関、プロジェクト専門家）にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務工程・業務方針について確認する。なお、活動計画の修正が必要な場合は、プロジェクト関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所に報告する。
 - イ OVOP 中央委員会、OVOP 県委員会、OVOP 市委員会、各 OVOP イニシアチブのアクションプランまたはビジネスプランに関して、その実施に対して指導・助言を行い、進捗のモニタリング・評価を支援し、必要に応じて修正を提案する。
 - ウ 研修計画に沿って、各種研修の実施を支援する。また、必要に応じて研修計画の見直しを行う。
 - エ 業務調整／研修プログラム策定専門家とともに第1回第三国研修を実施する。
 - オ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAコロンビア支所に対し業務の成果、コロンビア側関係者に対する提言等を含む第2次現地業務結果報告書（案）（西文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(5) 第2次国内作業期間（2016年3月中旬～2016年3月下旬）

- ア 第2次現地業務結果報告書（和文及び西文）を作成・提出し、進捗状況についてJICA産業開発・公共政策部に報告する。
- イ プロジェクトメンバーの週報・月報の確認、活動申請の承認、活動内容にかかる協議を行う。
- ウ 第3次現地派遣期間以降の業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成しJICA産業開発・公共政策部に説明し、提出する。

(6) 第3次現地派遣期間（2016年5月上旬～2016年6月上旬）

チーフアドバイザー業務／地域開発専門家として、上記具体的担当事項について、C/P機関に対する助言・指導を行うとともに、次の業務を行う。

- ア 現地業務開始時にプロジェクト関係者（JICAコロンビア支所、C/P機関、プロジェクト専門家）にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務工程・業務方針について確認する。なお、活動計画の修正が必要な場合は、プロジェクト関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所に報告する。
- イ OVOP中央委員会、OVOP県委員会、OVOP市委員会、各OVOPイニシアチブのアクションプランまたはビジネスプランに関して、その実施に対して指導・助言を行い、進捗のモニタリング・評価を支援し、必要に応じて修正を提案する。
- ウ 研修計画に沿って、各種研修の実施を支援する。また、必要に応じて計画の見直しを行う。
- エ 業務調整／研修プログラム策定専門家とともに第3回国別研修の内容の検討を行う。
- オ プロジェクトの中間レビュー調査の実施を支援する。
- カ 業務調整／研修プログラム策定専門家とともにC/Pと協働して事業進捗報告書第3号（和文及び西文）を作成し、JICAコロンビア支所に提出する。
- キ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAコロンビア支所に対し業務の成果、コロンビア側関係者に対する提言等を含む第3次現地業務結果報告書（案）（西文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(7) 第3次国内作業期間（2016年6月下旬）

- ア 第3次現地業務結果報告書（和文及び西文）を作成・提出し、進捗状況についてJICA産業開発・公共政策部に報告する。
- イ プロジェクトメンバーの週報・月報の確認、活動申請の承認、活動内容にかかる協議を行う。
- ウ 第4次現地派遣期間中に開催する全国セミナー（100名程度）の実施計画を作成し、プロジェクトメンバーと協議を行う。
- エ 第3回国別研修（2016年9月下旬～10月中旬を予定）の実施に関し、研修受託先と協議・調整を行う。
- オ 第4次現地派遣期間以降の業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成しJICA産業開発・公共政策部に説明し、提出する。

(8) 第4次現地派遣期間（2016年8月上旬～2016年9月中旬）

チーフアドバイザー業務／地域開発専門家として、上記具体的担当事項について、C/P機関に対する助言・指導を行うとともに、次の業務を行う。

- ア 現地業務開始時にプロジェクト関係者（JICAコロンビア支所、C/P機関、プロジェクト専門家）にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務工程・業務方針について確認する。なお、活動計画の修正が必要な場合は、プロジェクト関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所に報告する。
- イ OVOP中央委員会、OVOP県委員会、OVOP市委員会、各OVOPイニシアチブのアクションプランまたはビジネスプランに関して、その実施に対して指導・助言を行い、進捗のモニタリング・評価を支援し、必要に応じて修正を提案する。
- ウ 研修計画に沿って、各種研修の実施を支援する。また、必要に応じて計画の見直しを行う。
- エ 12OVOPイニシアチブの経験を他県と共有するための全国セミナーの開催を支援する。
- オ 第3回国別研修実施にかかる調整と準備を支援する。

カ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAコロンビア支所に対し業務の成果、コロンビア側関係者に対する提言等を含む第4次現地業務結果報告書（案）（西文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(9) 第4次国内作業期間（2016年9月下旬～2016年10月下旬）

- ア 第4次現地業務結果報告書（和文及び西文）を作成・提出し、進捗状況についてJICA産業開発・公共政策部に報告する。
- イ プロジェクトメンバーの週報・月報の確認、活動申請の承認、活動内容にかかる協議を行う。
- ウ 第3回JCC会合の議題を検討し、プロジェクトメンバーと協議を行う。
- エ 第3回国別研修の受託機関と研修員受け入れに向けた調整を行う。
- オ 国別研修における研修員のカントリーレポート発表会に出席する。
- カ 各研修員より、各イニシアチブの状況の詳細を確認し、意見交換を行うとともに、今後の方針について検討する。
- キ 研修を受け入れる国内の地方関係者と意見交換を行い、コロンビアにおける地域振興の方向性について検討する。
- ク 研修員の成果発表会に出席し、研修の成果を把握するとともに、講評を行う。
- ケ 第5次現地派遣期間以降の業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成しJICA産業開発・公共政策部に説明し、提出する。

(10) 第5次現地派遣期間（2016年11月上旬～2016年12月上旬）

- チーフアドバイザー業務／地域開発専門家として、上記具体的担当事項について、C/P機関に対する助言・指導を行うとともに、次の業務を行う。
- ア 現地業務開始時にプロジェクト関係者（JICAコロンビア支所、C/P機関、プロジェクト専門家）にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務工程・業務方針について確認する。なお、活動計画の修正が必要な場合は、プロジェクト関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所に報告する。
 - イ OVOP中央委員会、OVOP県委員会、OVOP市委員会、各OVOPイニシアチブのアクションプランまたはビジネスプランに関して、その実施に対して指導・助言を行い、進捗のモニタリング・評価を支援し、必要に応じて修正を提案する。
 - ウ 研修計画に沿って、各種研修の実施を支援する。また、必要に応じて計画の見直しを行う。
 - エ 第2回第三国研修（2017年2月頃予定、実施国未定）の企画・調整を行う。
 - オ 第3回JCC会合を開催し、プロジェクトの進捗状況を報告するとともに、今後の活動方針についてプロジェクト関係者と協議する。
 - カ 業務調整／研修プログラム策定専門家とともにC/P機関と協働して事業進捗報告書第4号（和文及び西文）を作成し、JICAコロンビア支所に提出する。
 - キ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAコロンビア支所に対し業務の成果、コロンビア側関係者に対する提言等を含む第5次現地業務結果報告書（案）（西文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(11) 第5次国内作業期間（2016年12月下旬）

- ア 第5次現地業務結果報告書（和文及び西文）を作成・提出し、進捗状況についてJICA産業開発・公共政策部に報告する。
- イ プロジェクトメンバーの週報・月報の確認、活動申請の承認、活動内容にかかる協議を行う。
- ウ 第2回第三国研修の実実施計画を確認し、必要に応じて修正を行う。
- エ 第6次現地派遣期間以降の業務工程・業務方針等について記述したワークプラン

(和文及び西文)を作成しJICA産業開発・公共政策部に説明し、提出する。

(12) 第6次現地派遣期間 (2017年2月上旬～2017年3月上旬)

チーフアドバイザー業務／地域開発専門家として、上記具体的担当事項について、C/P機関に対する助言・指導を行うとともに、次の業務を行う。

- ア 現地業務開始時にプロジェクト関係者 (JICAコロンビア支所、C/P機関、プロジェクト専門家) にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務工程・業務方針について確認する。なお、活動計画の修正が必要な場合は、プロジェクト関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所に報告する。
- イ OVOP 中央委員会、OVOP 県委員会、OVOP 市委員会、各 OVOP イニシアチブのアクションプランまたはビジネスプランに関して、その実施に対して指導・助言を行い、進捗のモニタリング・評価を支援し、必要に応じて修正を提案する。
- ウ 研修計画に沿って、各種研修の実施を支援する。また、必要に応じて研修計画の見直しを行う。
- エ 業務調整／研修プログラム策定専門家とともに第2回第三国研修を実施する。
- オ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAコロンビア支所に対し業務の成果、コロンビア側関係者に対する提言等を含む第6次現地業務結果報告書 (案) (西文)を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(13) 第6次国内作業期間 (2017年3月下旬)

- ア 第6次現地業務結果報告書 (和文及び西文) を作成・提出し、進捗状況についてJICA産業開発・公共政策部に報告する。
- イ プロジェクトメンバーの週報・月報の確認、活動申請の承認、活動内容にかかる協議を行う。
- ウ 第7次現地派遣期間以降の業務工程・業務方針等について記述したワークプラン (和文及び西文) を作成しJICA産業開発・公共政策部に説明し、提出する。

(14) 第7次現地派遣期間 (2017年5月上旬～2017年6月上旬)

チーフアドバイザー業務／地域開発専門家として、上記具体的担当事項について、C/P機関に対する助言・指導を行うとともに、次の業務を行う。

- ア 現地業務開始時にプロジェクト関係者 (JICAコロンビア支所、C/P機関、プロジェクト専門家) にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務工程・業務方針について確認する。なお、活動計画の修正が必要な場合は、プロジェクト関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所に報告する。
- イ OVOP 中央委員会、OVOP 県委員会、OVOP 市委員会、各 OVOP イニシアチブのアクションプランまたはビジネスプランに関して、その実施に対して指導・助言を行い、進捗のモニタリング・評価を支援し、必要に応じて修正を提案する。
- ウ 研修計画に沿って、各種研修の実施を支援する。また、必要に応じて研修計画の見直しを行う。
- エ 業務調整／研修プログラム策定専門家とともにC/P機関と協働して事業進捗報告書第5号 (和文及び西文) を作成し、JICAコロンビア支所に提出する。
- オ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAコロンビア支所に対し業務の成果、コロンビア側関係者に対する提言等を含む第7次現地業務結果報告書 (案) (西文)を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(15) 第7次国内作業期間 (2017年6月下旬)

- ア 第7次現地業務結果報告書 (和文及び西文) を作成・提出し、進捗状況について

JICA産業開発・公共政策部に報告する。

- イ プロジェクトメンバーの週報・月報の確認、活動申請の承認、活動内容にかかる協議を行う。
- ウ 第8次現地派遣期間以降の業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成しJICA産業開発・公共政策部に説明し、提出する。

(16) 第8次現地派遣期間（2017年8月上旬～2017年9月上旬）

チーフアドバイザー業務／地域開発専門家として、上記具体的担当事項について、C/P機関に対する助言・指導を行うとともに、次の業務を行う。

- ア 現地業務開始時にプロジェクト関係者（JICAコロンビア支所、C/P機関、プロジェクト専門家）にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務工程・業務方針について確認する。なお、活動計画の修正が必要な場合は、プロジェクト関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所に報告する。
- イ OVOP 中央委員会、OVOP 県委員会、OVOP 市委員会、各 OVOP イニシアチブのアクションプランまたはビジネスプランに関して、その実施に対して指導・助言を行い、進捗のモニタリング・評価を支援し、必要に応じて修正を提案する。
- ウ 研修計画に沿って、各種研修の実施を支援する。また、必要に応じて研修計画の見直しを行う。
- エ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAコロンビア支所に対し業務の成果、コロンビア側関係者に対する提言等を含む第8次現地業務結果報告書（案）（西文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(17) 第8次国内作業期間（2017年9月下旬）

- ア 第8次現地業務結果報告書（和文及び西文）を作成・提出し、進捗状況についてJICA産業開発・公共政策部に報告する。
- イ プロジェクトメンバーの週報・月報の確認、活動申請の承認、活動内容にかかる協議を行う。
- ウ 第4回JCC会合の議題を検討し、プロジェクトメンバーと協議を行う。
- エ 第9次現地派遣期間以降の業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成しJICA産業開発・公共政策部に説明し、提出する。

(18) 第9次現地派遣期間（2017年11月上旬～2017年12月上旬）

チーフアドバイザー業務／地域開発専門家として、上記具体的担当事項について、C/P機関に対する助言・指導を行うとともに、次の業務を行う。

- ア 現地業務開始時にプロジェクト関係者（JICAコロンビア支所、C/P機関、プロジェクト専門家）にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務工程・業務方針について確認する。なお、活動計画の修正が必要な場合は、プロジェクト関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所に報告する。
- イ OVOP 中央委員会、OVOP 県委員会、OVOP 市委員会、各 OVOP イニシアチブのアクションプランまたはビジネスプランに関して、その実施に対して指導・助言を行い、進捗のモニタリング・評価を支援し、必要に応じて修正を提案する。
- ウ 研修計画に沿って、各種研修の実施を支援する。また、必要に応じて研修計画の見直しを行う。
- エ 第4回JCC会合を開催し、プロジェクトの進捗状況を報告するとともに、今後の活動方針についてプロジェクト関係者と協議する。
- オ 業務調整／研修プログラム策定専門家とともにC/P機関と協働して事業進捗報告書第6号（和文及び西文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出する。

- カ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAコロンビア支所に対し業務の成果、コロンビア側関係者に対する提言等を含む第9次現地業務結果報告書（案）（西文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(19) 第9次国内作業期間（2017年12月下旬）

- ア 第9次現地業務結果報告書（和文及び西文）を作成・提出し、進捗状況についてJICA産業開発・公共政策部に報告する。
- イ プロジェクトメンバーの週報・月報の確認、活動申請の承認、活動内容にかかる協議を行う。
- ウ 第10次現地派遣期間中に開催する各イニシアチブにおける経験の共有を目的とした全国セミナー（150名程度）の実施計画を作成し、プロジェクトメンバーと協議を行う。
- エ 第10次現地派遣期間における業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成しJICA産業開発・公共政策部に説明し、提出する。

(20) 第10次現地派遣期間（2018年1月下旬～2018年2月下旬）

- チーフアドバイザー業務／地域開発専門家として、上記具体的担当事項について、C/P機関に対する助言・指導を行うとともに、次の業務を行う。
- ア 現地業務開始時にプロジェクト関係者（JICAコロンビア支所、C/P機関、プロジェクト専門家）にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務工程・業務方針について確認する。なお、活動計画の修正が必要な場合は、プロジェクト関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所に報告する。
- イ OVOP 中央委員会、OVOP 県委員会、OVOP 市委員会、各 OVOP イニシアチブのアクションプランまたはビジネスプランに関して、その実施に対して指導・助言を行い、進捗のモニタリング・評価を支援し、必要に応じて修正を提案する。
- ウ 研修計画に沿って、各種研修の実施を支援する。
- エ 12OVOPイニシアチブの経験を広く共有するための全国セミナーの開催を支援する。
- オ プロジェクト終了1ヶ月前までに業務調整／研修プログラム策定専門家、C/P機関とともにプロジェクトの事業完了報告書（案）（和文及び西文）を作成し、JICAコロンビア支所、C/P機関に提出する。
- カ JICAコロンビア支所、JICA産業開発・公共政策部からのコメントを踏まえ修正し、事業完了報告書（西文）をJICAコロンビア支所、C/P機関に提出する。
- キ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAコロンビア支所に対し業務の成果、コロンビア側関係者に対する提言等を含む第10次現地業務結果報告書（案）（西文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。

(21) 帰国後整理期間（2018年3月上旬）

- ア 第10次現地業務結果報告書（和文及び西文）を作成・提出し、業務結果についてJICA産業開発・公共政策部に報告する。
- イ プロジェクトの事業完了報告書（和文）を最終化し、JICA産業開発・公共政策部に提出する。
- ウ 契約期間全体を通じての成果、提言等を含む専門家業務完了報告書（和文）を作成・提出し、JICA産業開発・公共政策部及びJICAコロンビア支所に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（5）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（各回の現地派遣に先立ち作成）
- ・ 和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所）
 - ・ 西文3部（C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所）

- (2) 現地業務結果報告書（第1次～第10次）
- ・ 和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所）
 - ・ 西文3部（C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所）

記載項目は以下のとおり（PDM、POに沿って各成果・活動の進捗状況・課題について記載すること）。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 今後の活動に向けた課題の抽出、対応方針

- (3) 事業進捗報告書（6ヶ月毎）
- ・ 和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所）
 - ・ 西文3部（C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所）

本業務従事者は、業務調整／研修プログラム策定専門家、C/P機関とともに事業進捗報告書（案）を作成し、先方政府への説明及び内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえ事業進捗報告書を修正し、先方政府の承認を得た後、JICAコロンビア支所またはJICA産業開発・公共政策部に提出する。本報告書は、活動の記録・成果のみではなく、C/Pの能力向上の進捗状況、課題等、プロジェクト全体に関連する内容を記載することとする。本報告書を作成することで、プロジェクト工程管理を明確にし、抽出された活動上の問題点、成果、教訓をその後の活動に反映させる。なお、報告書には今後の計画についても記述する。

また、和文報告書は基本的にC/Pと共同作成する西文の内容を踏襲することとするが、プロジェクト活動の実態把握を容易にするために、コロンビア側各機関のパフォーマンス等に関する所見や日本側関係者との議論の経緯等、カウンターパートとの共有がなされない事項についても適宜含めることとする。

- (4) 事業完了報告書
- ・ 和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所）
 - ・ 西文3部（C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所）

記載項目は以下のとおり（PDM、POに沿って各成果・活動の進捗状況・課題について記載すること）。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

本業務従事者は、業務調整／研修プログラム策定専門家、C/P機関とともに、プロジェクト終了1ヶ月前までに事業完了報告書（案）を作成し、先方政府への説明及び内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえ、事業完了報告書を修正の上、JICAが開催する会議で事業完了報告書に基づく最終報告を実施し、その内容についてJICAの合意を得る。事業完了報告書には、最低限以下の項目を含めることとする。

- ① プロジェクトの背景・概要・実施方針
- ② プロジェクトの成果
- ③ 活動実施スケジュール（実績）
- ④ 投入実績
 - ・ 専門家派遣実績（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）
 - ・ 国別研修、第三国研修実績（研修員氏名、研修分野、研修期間、研修先、研修概要等）
 - ・ 相手方投入実績（C/P、ローカルコスト、機材等）

- ・ 一般業務費支出実績
- ⑤プロジェクト実施運営上の工夫、教訓
- ⑥関連会議の議事録
- ⑦その他必要事項

(5) 専門家業務完了報告書

- ・ 和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所）

記載項目は以下のとおり（PDM、POに沿って各成果・活動の進捗状況・課題について記載すること）。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ 残された課題と今後の活動に向けた提言
- ⑤ その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。また、現地派遣期間中及び国内作業期間中の業務従事月報を作成し、監督職員へ提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上して下さい）。

航空路は、ニューヨーク、アトランタ、トロント、ヒューストン、シカゴ、ダラス、デトロイト、ワシントン、又はドバイ、ドーハ、アブダビ、ミュンヘン経由を標準としつつ、より効率的かつ経済的経路、航空会社であること。

(2) 一般管理費等の上限加算

特になし。

10. 特記事項

(1) 現地での業務体制

本プロジェクトは2014年3月より開始し、長期専門家（業務調整／研修プログラム策定）を派遣中。2014年3月から5月にかけて短期専門家2名（中小零細ビジネス支援、社会的包摂／コミュニティ開発）を派遣しベースライン調査を実施するとともに、2014年7月から2015年8月にかけてチーフアドバイザー業務／地域開発専門家を派遣した。2015年2月からはマーケティング及びコミュニティ開発／社会的包摂の専門家を派遣中である。また、2015年8月現在、プロジェクト活動を支援するローカルスタッフとして、地域コーディネーター3名とシニアコーディネーター（チーフアドバイザー不在の際のプロジェクト活動のモニタリング等を担当）を配置している。

(2) 12OVOPイニシアチブ対象地域について

本事業の対象12OVOPイニシアチブ（※3）のうち、現状JICAの安全基準から日本人専門家が活動できるOVOPイニシアチブは9サイトとなっている。その他のサイトにおける活動についてはカウンターパートが直接支援を行うとともに、各OVOPイニシアチブの関係者を日本人専門家が訪問可能な近隣の都市に招聘し活動を展開する予定。

(※3) 12OVOPイニシアチブ一覧

	名称	県	市町村名	備考
1	フィケ手工芸(草カゴ等)	アンティオキア県	サンビセンテ	
2	フィグリアの銀細工(アクセサリ等)	ボリバル県	モンポックス	
3	パイパのチーズ	ボヤカ県	パイパ	
4	ティエラデントロの自然、文化と観光	カウカ県	インザ	JICA 関係者立入不可
5	トゥチンの帽子	コルドバ県	トゥチン	
6	インタラクティブな農業公園 —ローカルコミュニティ観光—	クンディナマルカ 県	スサ	
7	天体観光	ウイラ県	ビジャビエハ	
8	太陽の祭りインティライミ	ナリーニョ県	プエブロ・デ・ロ ス・パストス	JICA 関係者立入不可
9	シブンドイ谷の環境観光	プトゥマヨ県	シブンドイ	JICA 関係者立入不可
10	キンディオの道観光	キンディオ県	フィランディア	
11	ナチュラルな粉末赤砂糖食品	サントandel県	ソコッロ	
12	ラ・チャンバの陶器	トリマ県	グアモ	

(3) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

第1回目の現地派遣期間開始は2015年11月上旬を予定しているが、ある程度の日程調整は可能。また2015年9月下旬から2018年2月下旬の間で、上記2.(2)に記載の国内・現地各々のM/M内で、上記2.(3)及び上記7.と異なる派遣時期、日数を提案することが可能。ただし、現地派遣回数10回を上限とする。また各現地派遣期間においては20日以上現地業務を行うものとする。

②便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

ア) 空港送迎
あり

イ) 宿舎手配
あり

ウ) 国内移動及び車両借上げ

国内移動のための航空賃及び車両の提供(各OVOPイニシアチブ訪問のための市外地域への移動を含む。)は、プロジェクト側で負担する。

エ) 通訳備上
なし

オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジする。

カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供(ネット環境完備)

(4) プレゼンテーションの実施

評価にあたり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：8月31日（月）（予定）（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力機構会議室
- ③ 実施方法：
 - ア) 一者あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
 - イ) プレゼンテーションでは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。
 - ウ) 業務従事予定者以外の出席は認めない。

(5) 参考資料

① 公開資料

- ・ プロジェクト基本情報
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/2A00E148389CA32049257BF30079DFE3?OpenDocument&pv=VW02040102>)
- ・ コロンビア共和国一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000014239>)
- ・ 紛争影響国における雇用と生計向上に係る情報収集・確認調査 最終報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000007426>)
- ・ コロンビア国 国内避難民支援のための地方行政能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000252429>)

② 配布資料

- 本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム（03-5226-8054）にて配布します。
- ・ 事業進捗報告書第1号（2014年12月）

(6) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② コロンビア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、JICAコロンビア支所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。突発事項の発生あるいは機構からの安全管理上の指示によりやむを得ず行程の変更や延長が発生する場合には、随時協議し決定する。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。